

## 令和3年第3回定例会 総務文教常任委員会会議録

令和3年10月20日(水)

### 開会 (9:56)

#### ○坂上清一委員長

開会宣言。出席委員が10名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された議案は、「財産の無償譲渡について」の1件である。議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつ願いたい。

#### ○高橋副市長

おはようございます。昨日、第49回の衆議院選挙が公示された。胎内市においても本日午前8時30分から期日前開票所を開設し、受け付けている。正確な事務手続きを進めるため、職員にも注意を促しているところである。市長の市政報告にもあったが中条小学校の改築が計画されている。設計業者については、プロポーザル形式で行い最優秀、次点という形で決定した。最優秀設計者と契約すべく手続きを進めているところだが、校舎は50年以上も使用していくものであるし、市の中心校という位置づけにもなり、シンボリックな建物になってほしいと期待している。これから、学校、地域の方々とワークショップを通じ、さまざまな意見を聴きながら実施設計を進めていきたいと考えている。予定では、実施設計が令和4年度、建設が令和5年～7年度の3か年の予定である。

本日、付託案件は1件である。審議をよろしく願いたい。

### 議第80号 財産の無償譲渡について

#### 田部総務課長説明

荒井浜地内に所在する土地1筆について、荒井浜区自治会に無償譲渡いたしたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、お諮りするもの。

当該用地については、登記簿上の所有が「大字荒井浜」で、以前から同自治会が自治会用地として管理しているものであるが、今後予定されている「胎内大橋」の架け替え改修工事に係り、同自治会が直接、県と契約を締結する手続上、自治会名義への変更が必要であることから、この度、譲渡を受けたい旨の申出があり、これを承認して権利関係の整理を行うもの。

#### 質疑

##### ○八幡元弘委員

胎内大橋の建て替え工事の予定と完成時期は。

##### ○高橋副市長

現在、設計が終わっており、用地買収を令和3年度中に完了する予定。工事は最短で令

和4年10月から着手予定で完成は令和8年の予定である。

○ 八幡元弘委員

橋の架け替えは県の事業ではあるが、事業規模、市の関わり方は。

○高橋副市長

委員がおっしゃるとおりこれは新潟県の事業である。市が直接かかわることはないが、例えば漁協関係者等との意見のすり合わせなどで市が間に入ることがある。総事業費については、市では把握していない。

○渡辺栄六委員

いまの胎内大橋を作るときは、このような問題は生じなかったのか。また、いままでの用地より拡張するのか。

○高橋副市長

いま架かっている橋の用地を建設当時どうやったかについては把握していない。また、橋を拡張するのかということに関しては、上流側の方に拡張して行う計画がされている。

○渡辺栄六委員

2級河川なので県の用地との兼ね合いもあると思うが、今回、荒井浜自治区へ譲渡する用地は県の用地と一緒に含まれるということか。

○高橋副市長

荒井浜の用地は配布資料の黄色に示した部分になるので、河川の県、その先の日立側の用地が橋及び道路になる予定である。橋、道路として一体的に使用することになると思う。

○田部総務課長

お手元に黄色に塗った部分を無償譲渡するものだが、斜線部分は県道敷で県の所有地である。今回それらを含め、測量を10月7日から11月30日の間に測量を実施して県、荒井浜自治区、市の土地をはっきり整理する予定である。

○小野徳重委員

基本的なことで申し訳ないが、この土地は、現在、市の所有の土地になっているのになぜ、荒井浜自治区に名義変更をしなければならないのか。

○田部総務課長

これはポツダム政令ということで昭和22年、戦争後、アメリカの占領下に入った。その時に各自治体集落の団体が解散され、土地などの財産も没収されることになった。ただし、昭和27年にポツダム政令が解除された。自治体集落、地縁団体を含めた団体は元に戻されたがポツダム政令解除後2年以内に集落から申し出がなければ、その土地は市町村に帰属するというので今に至っている。登記簿上は胎内市ではないが、法的には胎内市の財産の扱いになっているということで今回、議決を経て無償譲渡させていただき手続きをふませていただくもの。

○渡辺秀敏委員

経緯は理解できた。自治会と県との契約だが、市との契約は不可能なのか。

○田部総務課長

登記簿上の登録が「大字荒井浜」になっている。荒井浜は地縁団体の認可を受けている団体である。今回の土地を所有権移転登記し、きちんと整理した後、県と売買なのか借地契約なのか分からないがさせていただくものなのでお願いしたい。

○渡辺秀敏委員

荒井浜自治区が取得した場合のメリット、金額や賃貸料などは荒井浜に入ると思うが、金額はどれ位か。

○田部総務課長

登記簿上は大字荒井浜、所有・帰属は胎内市にあるという土地を今回譲渡するものだが、これは地方税法の中でみなし課税して良いとなっていて、荒井浜自治会で土地の管理もしていただいている、みなし課税で年額 8,463 円の固定資産税を支払っている。それが、今回、公用の橋の架け替えに伴う借地・売買となれば、この分の課税がなくなるメリットはあると思う。

○丸山孝博委員

同様の土地はまだ残っているのか。

○田部総務課長

これまで、下江端、笹口浜、柴橋、富岡、草野、寅田、上城塚、東川内、地本ということで、つい最近でも笹口浜の点在する土地を無償譲渡させていただいた。過去に 10 件ほどの譲渡の事例がある。それ以外のポツダム政令解除による帰属の土地については把握できていない。

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 閉会（10：21）